

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月18日
【会社名】	株式会社巴川コーポレーション
【英訳名】	TOMOEGAWA CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 井上 雄介
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役専務執行役員CFO経営管理本部長 山口 正明
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋二丁目1番3号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長井上雄介及び取締役専務執行役員CFO 経営管理本部長山口正明は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全に防止又は発見することができない可能性がある。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2026年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。

当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮して決定しており、当社並びに連結子会社12社及び持分法適用会社1社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。なお、連結子会社2社については、金額的及び質的重要性並びにその発生可能性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていない。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、複数事業を営む製造業の連結グループであることから、事業目的に大きく関わる勘定科目である売上高、売掛金、棚卸資産、買掛金に加え、事業規模を示す総資産を事業拠点の重要性を判断する指標とした。その上で、各事業拠点の前連結会計年度の売上高、売掛金、棚卸資産、買掛金、総資産（それぞれ連結会社間取引消去後）を総合的に勘案し、おおむね2/3に達している4事業拠点を「重要な事業拠点」とした。選定した重要な事業拠点においては、売上高、売掛金、棚卸資産及び買掛金に至る業務プロセスを評価の対象とした。さらに、選定した重要な事業拠点に関わらず、財務報告への影響の重要性を勘案し、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスや非定型・不規則な取引など虚偽記載が発生するリスクが高く特に留意すべき業務プロセスとして、一部の事業拠点の退職給付引当金計算プロセス、固定資産の減損判定プロセス、税金・税効果会計プロセス、棚卸資産評価関連プロセスを評価対象に追加している。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

4【付記事項】

該当事項なし。

5【特記事項】

該当事項なし。